

個人情報保護 一段と

法律・ルール 2017年こう変わる

2017年も企業活動に関わる法律やルールが変わる。5月施行の改正個人情報保護法は、病歴など特に取り扱いに注意が必要な「要配慮個人情報」などの規定が導入される。中小企業

も対象になり、影響範囲は広い。改正消費者契約法では高齢者らの契約の保護が強まる。企業統治や税制の変更も多岐にわたる。改正のポイントや企業に求められる対応をまとめた。

5月施行 第三者提供に注意

個人情報保護 主なポイント

- 。取り扱う情報が5000人以下の小規模事業者も対象に
- 。顔データなどの「個人識別符号」、健診結果などの「要配慮個人情報」を定義して規制
- 。個人データを第三者へ提供する際の記録作成を義務付け
- 。個人を特定できなくなった「匿名加工情報」は本人の同意なしで利用可能に

改正個人情報保護法は5月30日施行と決まった。約10年ぶりの大改正で、取り扱う情報が5千人以下の小規模事業者も新たに対象になる。個人情報に当たるか曖昧だった顔や指紋などの情報を電子化したデータが「個人識別符号」と定義されるなど新たな規定が盛り込まれた。

本人が拒否した場合のみ第三者提供しない「オプトアウト」の手法は、名簿業者が多用しているが、本人がデータ移転を知らない場合も多く、政府の個人情報保護委員会への届出を義務付けるなど厳格化した。一般的なビジネスには過大な負担にならないようガイドライン(指針)などで適用の減免が示されたが、影島広泰弁護士は「指針には『解釈対応』と曖昧な点もある。自社の状況に当てはまるか、事前に検討が必要だ」と注意を促す。

新設の要配慮個人情報とは「本人に対する不当な差別、偏見などの不利益が生じないように取り扱うに特に配慮を要する情報」と定義された。本人の事前同意を得ずに取得することは禁止された。

渡辺雅之弁護士は「本含まれるので、現在ほとんど人確認書類のコピーを取らなければならない。該当する情報が含まれていないか確認して塗りつぶし(マスク)を移動する場合の規制も(キング)を検討する必要があり」と指摘する。健康診断結果なども対象になる。海外クラウドサービス

スを利用している場合が対象になるが懸念されていたが「一般的なクラウド利用の場合ならば対象外と考えてよさそう」(影島弁護士)との見方がある。ビッグデータの利用・活用をにらみ導入される「匿名加工情報」は「基準が抽象的でまだ企業は踏み出せないだろう」(岡村久道弁護士)との指摘が多い。当局は今後、より詳細な運用の基準を示す見通しだ。

日本経済新聞

「要配慮個人情報」という概念が新設された

